

高監委第 16 号  
平成28年6月17日

高島市長 福井 正明 様

高島市監査委員 井口 與嗣隆  
高島市監査委員 前川 勉

財政的援助団体等の監査結果に関する報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき執行した財政的援助団体等に係る監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり提出します。

## 財政的援助団体等の監査結果に関する報告書

### 第1 監査の対象団体

名称 社会福祉法人近江愛隣会 愛隣保育園  
代表者 理事長 亀山 元一  
所在地 高島市今津町上弘部1231番地1  
所管部局 健康福祉部子ども局子育て支援課

### 第2 監査期間

平成28年4月12日（火）から平成28年6月15日（水）まで

### 第3 監査の範囲

高島市が監査対象団体に交付した平成27年度の補助金に係る出納その他事務

### 第4 監査の方法

財政的援助に係る出納その他事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、当該監査対象団体および所管部局から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿および書類等を照合、確認するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

### 第5 団体の概要

#### (1) 目的

義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育、ならびに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

#### (2) 組織（平成28年4月1日現在）

役員11人（理事長1人、理事6人、監事2人、相談役1人、顧問1人）

職員35人（園長1人、副園長1人、保育士（正職）17人、保育士（臨時）10人、保育補助1人、栄養士1人、調理師2人、調理員1人、調理補助1人）

#### (3) 保育定員（平成28年4月1日現在）

125人（1号：15人 2号および3号：110人）

※1号は幼稚園児、2号は3歳未満の保育園児、3号は3歳以上の保育園児

#### (4) 入園児童実数（平成28年4月1日現在）

123人（1号：14人 2号および3号：109人）

#### (5) 事業概要

- ①幼保連携型認定こども園の設置経営
- ②一時預かり事業の経営
- ③地域子育て支援拠点事業の経営

#### (6) 補助金額等

平成27年度において、市は次のとおり補助金を交付している。

(単位:円)

補助金名称(事業名)	補助対象額	補助金額
私立認可保育園運営補助金	21,696,079	15,837,240
一時預かり事業【一般型】	2,151,850	1,473,000
一時預かり事業【幼稚園型】	3,200,194	1,524,680
低年齢児保育保育士等特別配置事業	3,998,459	3,000,000
障害児保育事業	6,372,159	5,075,000
延長保育事業	1,321,945	1,056,800
通園バス運行事業	3,734,997	3,020,000
保育園給食事業	624,976	424,760
保育士等研修参加事業	56,560	49,000
保育園食物アレルギー対策事業	234,939	214,000
子育て親子つどいの広場事業補助金	4,358,288	4,358,288
私立幼稚園等補助金	3,455,945	2,511,000
特別支援教育支援事業	2,992,465	2,100,000
幼稚園給食事業	463,480	411,000
乳幼児食育推進事業補助金	94,267	90,000
合計	29,604,579	22,796,528

(7) 団体に対する補助金支出の根拠

- ・ 地方自治法第232条の2
- ・ 高島市補助金等交付規則
- ・ 高島市私立認可保育園運営補助金等交付要綱
- ・ 高島市子育て親子つどいの広場事業補助金交付要綱
- ・ 高島市私立幼稚園等補助金交付要綱
- ・ 高島市乳幼児食育推進事業補助金交付要綱

第6 監査の実施日

平成28年5月31日(火)

第7 監査の結果

監査の結果、財政的援助に係る出納その他の事務について、概ね適正に行われているものと認められたが、以下のとおり改善・留意すべき事項等が見受けられたので、当団体に対する指導を含めて適切な措置を講じられたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正な事務処理に留意されたい。

## ○団体関係

### (1) 契約事務について【指導事項】

私立認可保育園運営補助金により団体所有の通園バスを運行業者に運行管理委託しているが、毎年同一業者と随意契約が行われていた。団体の経理規程では、合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約によると規定されており、その合理的な理由について限定列挙されているが、その要件を満たしているか否かについて明確な理由が示されなかった。

契約に当たっては、契約の相手方の選定理由および契約額の妥当性を検証できるように、入札や見積徴取を行うなど、適正な契約事務に改められたい。

### (2) 補助事業の実施状況の報告について【指導事項】

子育て親子つどいの広場事業の実績報告では、つどいの広場を午前10時から午後3時までの時間で、年間計249日開設しており、そのうち利用者が一人もいなかった日が年間計49日ということであった。つどいの広場の利用があった日は、参加者の受付簿によって開設されていることを確認できたが、利用者がなかった日については、その事実を確認できる書類等が作成されていなかった。

つどいの広場の開設時間および日数が補助金交付要件となることから、開設したすべての日において、日報等を作成するなど実施状況を確認できるよう見直されたい。

### (3) 備品管理について【指導事項】

子育て親子つどいの広場事業で購入した備品について、備品シール等による管理がされておらず、固定資産管理台帳にも補助事業購入が判別できる記載がされていなかった。

高島市補助金等交付規則では、「補助事業により取得し、または効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。」と規定しており、補助事業で購入した備品については、固定資産管理台帳にそのことが分かるよう明記するとともに、管理番号を付した備品シールを貼付する等明記して、他の備品と判別できるよう適切な管理をされたい。

### (4) 補助対象経費の科目区分について【指導事項】

子育て親子つどいの広場事業の補助対象経費について、実績報告書および会計伝票を確認したところ、雑費として区分されていたものの中に消耗品費として区分すべきと思われるものが含まれていた。

補助対象経費については、補助金交付要綱に定められていることから、適切な科目区分で仕訳するよう見直されたい。

### (5) 時間外手当の計算について【指導事項】

職員の時間外手当について、1カ月の時間外勤務の時間数を集計していたが、1時間未満の端数は30分単位で端数処理されている事例が見受けられた。

労働基準法第24条第1項では、賃金は労働者にその全額を支払わなければならないと規定されているが、「労働基準法関係解釈例規について（昭和63年3月14日基発第150号）労働基準局長通達」では、計算事務簡素化のため、賃金計算の端数の取り扱いに際して、1カ月の時間外労働の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合には、30分未満の場合は切り捨て、それ以上を1時間に切り上げることとしている。

時間外手当の計算については、上記の法令等の趣旨に沿った取り扱いをされるとともに、その取り扱いを給与規程に明記するよう見直されたい。

#### ○所管部局関係

##### (1) 補助金交付団体への指導監督について【指導事項】

補助金の適正かつ効果的な執行のため、補助事業に係る交付申請や実績報告の審査は、実地において事業内容の調査を行うなど、補助金交付団体への適時・適切な指導監督を徹底されたい。

##### (2) 補助金の充当について【指導事項】

実績報告書に添付されている収支決算書を確認したところ、人件費について、団体の運営費収入と補助金収入の両方から支出されていたが、その内訳を明らかにする書類が作成されていなかったため、補助金の充当状況について確認できなかった。

交付申請や実績報告の際に、補助金の充当状況が確認できる書類等を作成し、補助金交付団体から提出を求めるよう検討されたい。

##### (3) 補助対象経費の算出基準について【指導事項】

補助対象事業とそれ以外の事業とに共通して発生する光熱水費等の共通経費について、補助金交付団体の判断によって按分がなされているものが見受けられた。

按分比率が実情に即しているかについて、所管部局から明確な算出基準が示されていないことから、補助対象経費の算出基準を明確に定めるとともに、補助金交付団体に周知徹底を図られたい。